

## 公益財団法人やまがた農業支援センター農地中間管理事業に係る手数料規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人やまがた農業支援センター農地中間管理事業規程第17条第2項の規定により、公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「センター」という。）が行う農地中間管理事業を持続的かつ円滑に実施するため、当該事業において徴収する手数料に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料の徴収及び手数料率)

**第2条** センターは、農地中間管理事業により農用地等の借入、貸付を行う場合に手数料を徴収する。

2 手数料算出のための手数料率は、別表を適用する。

(徴収の方法及び時期)

**第3条** センターが農用地等を借り入れる場合の手数料（以下「借入手数料」という。）は、農用地等の出し手に対し、賃料支払日に、賃料年額に別表の手数料率を掛けた額を賃料年額から控除して支払うことで徴収する。

2 センターが農用地等を貸し付ける場合の手数料（以下「貸付手数料」という。）は、農用地等の受け手に対し、賃料支払日に、賃料年額に別表の手数料率を掛けた額を賃料年額に加算して徴収することで徴収する。

(手数料の免除等)

**第4条** 理事長は、災害その他やむを得ない事由の場合、手数料の一部又は全部を免除若しくは徴収を猶予することができる。

(その他)

**第5条** この規程に定めるものを除くほか、手数料に関して必要な事項については、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、公益財団法人やまがた農業支援センター農地中間管理事業規程第17条第1項の規定により山形県と協議し同意があった日（令和5年6月12日）から施行し、令和6年10月1日以降の集積計画一括方式又は農用地利用集積等促進計画の公告により借り入れ又は貸し付ける農用地等から適用する。

### 別表

区 分	手数料率
借入手数料 (出し手)	賃料年額の 0.75%
貸付手数料 (受け手)	賃料年額の 0.75%

### 備考

- 1 賃料年額に手数料率を掛けた金額が1円未満の場合は、徴収しない。
- 2 賃料年額に手数料率を掛けた金額が1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 3 手数料に係る消費税及び地方消費税は手数料に含まれる。
- 4 使用賃借契約での手数料の徴収は行わない。